

古事類苑

歳時部十七

七月七日

名稱

七月七日ハ、古來其夜ヲ賞シ、是ヲ七夕ト云フ、七夕ハ古ハ、ナヌカノヨト呼ビシガ、後ニタナ
バタト云フ、棚機ツ女ノ省言ニテ、織女ヲ云フナリ、支那ノ俗説ニ云フ、此夜牽牛織女ノ二星
相遇ヲ巧ヲ之ニ乞ヘバ、其願ヲ得ト、故ニ我朝廷ニ於テモ、乞巧奠ノ設アリテ、織女祭トモ稱
ス、後世民間ニテハ、葉竹ヲ屋上ニ樹テ、色紙短冊等ヲ附スルヲ例トス、亦乞巧奠ノ遺意ナリ、
〔改正月令博物筌七月〕七日節供〔中略〕七は少陽不變の數なり、故に當七日は本朝五節句の一とし、
事の式日たり、俗ニ二星の祭りにかたよりて、公事の式日たることを忘れたるに似たり。

〔古今要覽稿時令〕なぬがのよ七夕 七月七日によを七夕といふは、ふるくよりみえたり、いはゆ
る一年邇トセ、七夕耳、相人之ト萬葉ミコト いひ、また今之ノナスカヨ七夕ヨツキ續巨勢奴鴨カモ、と同上イヒいへるによれば、なぬかの
よどいふべきを、いつの比よりか七夕ヨツキをたなばたと訓るは、より所なき事也、されど延喜の比ま
では、七夕ヨツキをなぬかのよといふ事たしかなり、いはゆる寛平御時カモなぬかのよ、うへにさぶらふを、
のこ共云々古今和歌集詞書又なぬかの日のよ讀る、なぬかの夜のあかつきによめる同上イヒなどありて、
一所も七日とかけるはなし、亥かるを後撰集より以下、いづれも七月七日、又は七日のひに、或は
七夕ヨツキをよめると後撰和歌集みえたり、以下代々の集おなじ、亥かれは萬葉古今の二集を正しとすべ
し、さて今日をなぬかひと古今よみ、秋の七日と後撰和歌集よみ、秋のはじめのなぬかと新千載和歌集よめ